

令和3年度一般会計補正予算(第3号)についての専決処分報告

国の「緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援について」(令和3年5月)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により生活に困窮している世帯に対して、新たな支援金を支給するための経費を、市長専決処分により補正しました。

当該支援金の当初申請期限が8月31日*までと定められており、この中で可能な限り早期に支援金を支給するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年7月6日に専決処分により補正を行いました。

このため、同条3項の規定に基づき、令和3年第3回市会定例会で専決処分について報告を行い、承認を求めます。

※「『新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について』の一部改正について」(令和3年8月)により、申請期限が8月31日から11月30日に延長

【歳入歳出予算補正】

一般会計

1事業

1,810百万円

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業 1,810百万円【国費】

- 支給対象者：以下(1)～(4)をすべて満たす世帯
 - 総合支援資金を借入れている世帯
 - 申請月までに総合支援資金の再貸付最終借入月を迎えている者
 - 再貸付申請が不承認となった者
 - 世帯収入が次の①、②の合計額を超えていない世帯
 - 市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
 - 生活保護の住宅扶助基準額

※1人世帯136,000円、2人世帯192,000円、3人世帯240,000円
 - 申請日における世帯の資産合計額が基準額以下の世帯
 - ハローワークでの職業相談などの求職活動を行うこと、または、生活保護の申請中であること
- 支給額(月額)：1人世帯60,000円、2人世帯80,000円、3人以上世帯100,000円
- 支給期間：3か月間
- スケジュール：7月8日受付開始 11月30日受付終了

参考：地方自治法(抜粋)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができな
いとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会の招集する時間的
余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公
共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の
選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同
意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認
を求めなければならない。

4 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたとき
は、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告
しなければならない。